

計算書類に対する注記

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、大学の教職員及び役員については、期末要支給額2,039,808,445円を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

高等学校の教員及び職員については、期末要支給額518,260,391円から大阪府私立学校退職金財団からの交付金相当額を控除した額の100%を計上している。

賞与引当金

該当なし

(2) その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

立替金に係る収入と支出は相殺して表示している。

仮払金に係る収入と支出は相殺して表示している。

仮受金に係る収入と支出は相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 15,981,760,430 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 200,000 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額
担保に供されている資産はない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 17,755,186 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

(単位 円)

セグメント 科目	学校法人	阪南大学	阪南大学高等学校	合計
教育活動収入計	59,531,590	5,937,891,597	1,538,122,407	7,535,545,594
教育活動支出計	204,504,798	6,130,221,719	1,461,142,524	7,795,869,041
教育活動収支差額	△ 144,973,208	△ 192,330,122	76,979,883	△ 260,323,447
教育活動外収支差額	0	198,364,687	20,486,105	218,850,792
経常収支差額	△ 144,973,208	6,034,565	97,465,988	△ 41,472,655
特別収支差額	0	22,473,341	△ 907,669	21,565,672
基本金組入前当年度収支差額	△ 144,973,208	28,507,906	96,558,319	△ 19,906,983
基本金組入額合計	0	△ 102,866,562	△ 32,969,808	△ 135,836,370
当年度収支差額	△ 144,973,208	△ 74,358,656	63,588,511	△ 155,743,353

(注1) セグメント情報は拠点区分別（設置学校・附属施設別）の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務	なし	
10. 子法人に関する事項	なし	
11. 学校法人の出資による会社に係る事項	なし	
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項	なし	
13. 学校法人間の財務取引	なし	
14. 重要な後発事象	なし	
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項	なし	